

キャッシュレス決済のご案内

1. 薬務手続きにおけるキャッシュレス決済

保健所医務薬務課の窓口では、下記の申請手数料をキャッシュレス決済で納付することができます。

業種		申請内容	金額
「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）」に基づく申請手数料	薬局、医薬品販売業、高度管理医療機器等販売業貸与業	新規申請	29,000 円
		更新申請	11,000 円
	薬局製剤製造販売業	新規申請	6,300 円
		更新申請	4,000 円
	薬局製剤製造業	新規申請	11,000 円
		更新申請	5,600 円
	薬局製剤製造販売承認	全セットの場合 @90×417 品目	37,530 円
許可証書換		2,000 円	
許可証再交付		2,900 円	
「毒物及び劇物取締法」に基づく申請手数料	毒物劇物販売業	新規申請	14,700 円
		更新申請	6,400 円
	登録票書換		2,400 円
	登録票再交付		4,000 円
証明願			300 円

2. 利用可能な決済サービス

利用可能な決済サービスは以下のとおりです。

種類	利用可能な決済サービス
クレジットカード	Visa、Mastercard、JACCS
電子マネー	交通系 IC (PiTaPa は対象外)、WAON、Edy、iD、nanaco
QR コード※	PayPay、LINE Pay、d 払い、au PAY、メルペイ、J-Coin Pay、Bank Pay、Alipay、WeChat Pay、楽天ペイ

※ QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

3. 注意事項

- ・手数料は発生しません。
- ・クレジットカードのお支払いは、一括払いに限ります。
- ・決済の際に支払合計額を記載したレシート（利用者控え）をお渡ししますが、領収証の発行はできません。
- ・窓口で電子マネー等へチャージすることはできません。
- ・電子マネーの不足分を現金で払うことはできません。